



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年10月21日火曜日 第655号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 県統計調査の実施……………（労政雇用課）… 844
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）……………（経営支援課）… 844
- 地域森林計画案の公表……………（林業政策課）… 846
- 地域森林計画の変更案の公表（4件）……………（ ）… 846
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要……………（東予地方局環境保全課）… 846
- 建設業者の許可の取消し……………（中予地方局管理課）… 848

公営企業公告

- 手術用顕微鏡システム（耳鼻咽喉科）の購入……………（公営企業管理局総務課）… 848

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第923号

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和7年10月21日

愛媛県知事 中村時広

- 調査の目的
仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態把握及び今後の労働施策検討のための基礎資料の作成
- 調査対象の範囲
常用労働者が5人以上の県内民間事業所
- 報告を求める事項

- 事業所の概要に関すること。
- 企業としての意識に関すること。
- 仕事と育児の両立支援に関すること。
- 仕事と介護の両立支援に関すること。
- 働き方改革等に関すること。
- 報告を求める事項の基準となる期日
令和7年10月1日
- 報告を求める者
2に該当する事業所のうち無作為に抽出された2,000事業所の事業主
- 報告を求めるために用いる方法
調査票の郵送による自計方式
- 報告を求める期間
令和7年10月27日から同年11月27日までの間

○愛媛県告示第924号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年10月21日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
今治くすのきガーデン	今治市旭町三丁目2番4外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 ほか1者	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 ほか1者	令和7年 3月1日	令和7年 10月9日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今

治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第925号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年10月21日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出 年月日
スーパードラッグコスモス北条店	松山市北条辻1130番外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 ほか1者	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 ほか1者	令和7年 4月1日	令和7年 10月9日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第926号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年10月21日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する 年月日	届出 年月日
ハローズ三島店	四国中央市中曽根町381番1外19筆	駐輪場の位置及び収容台数	4箇所 66台	5箇所 82台	令和8年 6月9日	令和7年 10月8日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第927号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を中予地方局農林水産振興部森林林業課及び東予地方局農林水産振興部森林林業課（今治駐在）において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和7年10月21日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第928号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局農林水産振興部森林林業課及び四国中央駐在において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和7年10月21日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第929号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和7年10月21日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第930号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局農林水産振興部森林林業課及び愛南駐在において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和7年10月21日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第931号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課及び肱川流域林業振興課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和7年10月21日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第932号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110

号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/123828.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和7年10月21日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋5丁目11番3号
代表取締役 松本 伸弘
- 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号
- 特定施設に関する事項
(1) 第4西工場濃縮装置No.1～No.16

特 定 施 設 の 種 類		水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第27号 イ ろ過施設	
特 定 施 設 の 能 力		ろ過面積12.9平方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日		着手2か月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日		完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔		連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	11～12
	最大	最大	11～12
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	7.7
	最大	最大	14.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	50
	最大	最大	100
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	9,200
	最大	最大	11,000
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.6
	最大	最大	1.6

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 280 (1基当たり17.5) 最大 340 (1基当たり21.25)
----------------------------	---

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。
計16基設置する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処理施設の種類及び型式	物理化学的処理		
処理施設の構造	SUS、SS、FRP、ポリエチレン及びポリプロピレン製		
処理施設の主要寸法	縦 77メートル 横 55メートル 高さ 8メートル		
処理施設の能力	1日当たり6,480立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和方式及び凝集方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 1～12 最大 1～12	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素 要求量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 9.3 最大 14.1	通常 9.3 最大 14.1
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 13.0 最大 51.7	通常 13.0 最大 51.7
	燐含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.30 最大 1.18	通常 0.30 最大 1.18
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 4,796 最大 6,125	通常 4,796 最大 6,125

備考 処理水は特定排水以外の排水と合流させ、No.1 工場排水口より岩鍋川に排出する。

(2) No.4 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処理施設の種類及び型式	物理化学的処理		
処理施設の構造	SUS、SS、FRP、ポリエチレン及びポリプロピレン製		
処理施設の主要寸法	縦 26メートル 横 15メートル 深さ 5メートル 縦 32メートル 横 25メートル 深さ 14メートル		

処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,550立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	蒸留方式、酸化方式及び電気分解方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 5～11 最大 5～11	通常 9～12 最大 9～12
	化学的酸素 要求量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 1,600 最大 2,000	通常 80 最大 110
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 5,400 最大 6,480	通常 30 最大 37
	燐含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.2 最大 1	通常 0.2 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 260 最大 315	通常 260 最大 315

備考 処理水は、No.1 汚水処理施設へ排水する。

(3) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処理施設の種類及び型式	物理化学的処理		
処理施設の構造	SUS、SS、FRP、ポリエチレン及びポリプロピレン製		
処理施設の主要寸法	縦 44メートル 横 46メートル 深さ 21メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,040立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	pH調整方式及び蒸留方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 11～12 最大 11～12	通常 11～12 最大 11～12

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7.7 最大 14.0	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質質量 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50
	窒素含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 9,198 最大 11,000	通常 11.6 最大 120
	燐含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.6 最大 1.6	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 1,630 最大 2,005	通常 1,630 最大 2,005

備考 処理水は、No.1 汚水処理施設へ排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1 工場排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素 要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.9 最大 9.9
	浮遊物質質量 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 12 最大 15
	窒素含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 9.5 最大 32.2
	燐含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.26 最大 1.15
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 7,000 最大 9,150

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第933号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和 7 年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般-2)第13154号	令和2年 8月18日	(有)マイハウスプランニング	中野 良博	松山市南斎院町1188	令和7年 9月10日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-5)第19011号	令和5年 7月28日	(株)ヒーバックエンジニアリング	和泉 光浩	松山市天山3-10-9	令和7年 9月11日	電気工事業 管工事業	建設業の廃止
(般-4)第10528号	令和4年 11月11日	(株)坂本重機建設	坂本 建	松山市食場町甲167-5	令和7年 9月12日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-3)第2971号	令和3年 6月20日	日機愛媛(株)	竹下 明伸	松山市空港通4-3-43	令和7年 9月29日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-4)第9682号	令和4年 12月13日	伊豫商事(株)	稲森 和行	松山市空港通3-9-31	令和7年 9月29日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-3)第17748号	令和3年 6月23日	(株)タイシン松山	内宮 實	松山市井門町392-1 吉村ビル	令和7年 9月29日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年10月21日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

1 入札に付する事項

(1) 件名

手術用顕微鏡システム（耳鼻咽喉科）の購入

(2) 購入物品名及び数量

手術用顕微鏡システム（耳鼻咽喉科） 1 式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和 8 年 3 月31日（火）

(5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2F

電話番号 (089)912-1000 内線4623

又は (089)912-2794

- (2) 入札書の受領期限

12月1日(月)午前9時から同月3日(水)午後1時29分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年12月3日(水)午後1時30分

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1

伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき11月21日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効

とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Surgical Microscope System, 1 set

- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 3 December 2025

- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Iyotetsuhonsya Bldg. 2F 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan.
TEL 089-912-2794